

大阪体育学会 学会賞および奨励賞選考委員会内規

- 1 学会賞および奨励賞規程 6 に基づき、学会賞および奨励賞の選考に関する内規を設ける。
- 2 学会賞および奨励賞の選考委員は、5 名とし、理事会において会長、副会長、理事の中から選出する（学会賞および奨励賞規程 6）。但し、学会賞および奨励賞の推薦者と学会賞候補の共同研究者は選考委員になることはできない。
- 3 選考委員会は、委員長 1 名を互選によって決定する。
- 4 選考委員長は、委員会を代表し議長となる。
- 5 選考委員会は、委員 4 名以上の賛成をもって学会賞候補者 1 名、奨励賞候補 2 名までを決定し、理事会に推薦する（学会賞および奨励賞規程 7）。

附則 平成 18 年 6 月 17 日 理事会承認

附則 平成 22 年 10 月 1 日 理事会承認